

〔資料〕

呉訥撰・若山拯訓読『祥刑要覧』の訳注（十二）

佐 立 治 人

第三節 王温舒

目次

はじめに

序文篇

本文篇

まえおき

第一章 経典大訓

第二章 先哲論議

第三章 善者為法

第四章 悪者為戒

第一節 第二節（以上、五十九卷一号、六十六卷二号、六十七卷二号、三号、四号、六十八卷一号、六十九卷四号、七十卷四号、六号、七十一卷三号、六号）

第三節 王温舒

第四節 索元礼

第五節 来俊臣

第六節 周興

第七節 吉温

第八節 蔡確

岩村藩刊本の第三十丁表第四行から同丁裏第二行までを第三節とする。この部分は『歴代臣鑑』卷三十、悪可為戒、漢、王温舒の写しである。出典は『史記』卷一二三、酷吏列伝、及び『漢書』卷九十、酷吏伝である。和訳に当たっては、青木五郎『史記』十三（前掲）、小竹武夫訳『漢書』下卷（筑摩書房、昭和五十四年）を参考にした。

〔和訳〕

王温舒は、若い時、人を打ち殺して埋めるといふ悪事を行った。後、昇進して河内郡（治所は現在の河南省武陟県の西南。）

の太守となった。郡内の強暴で悪賢い者を捕え、千餘家が連坐した。大罪の者は一族皆殺しに至り、小罪の者でも死刑とされた。皇帝の許可を得て判決が下され、死刑が執行されると、十餘里に渡って血が流れるに至った。罪人のうち、どうしても捕えることができない者は、隣郡へ行って追求した。春になって、温舒は、足を踏んで、「ああ、冬月がもう一か月長ければ、全員を処刑できるのに。」と言った（死刑は冬月の間に行われる定めであった）。彼が殺人を好み、威力をふるい、人を愛さないことは、このようであった。

中尉（京師を巡察し、盜賊を禁防することを掌る。）に昇進した。その治め方は、河内太守の時と同じであった。勢力がある者にはうまくへつらい、もし勢力がない者であれば、奴僕のように扱った。勢力がある家に対しては、それが山のように悪事を行っても、何の罰も与えなかった。彼の爪牙となって働く官吏は、虎が衣冠を着けているようなものであって、数年経つと、それらの官吏の多くが、権力者や貴人のおかげで金持ちになった。大宛国を伐つために軍隊を派遣することになった（太初元年（前一〇四）八月）。武帝が詔して、有力な官吏を徵召した。温舒は部下の官吏である華成という者を匿った。ある人

が、温舒が員騎（正員である騎士）の錢を受け取ったこと、及び他にも不当な利益を得たことを告発するに及んで、温舒の罪は一族皆殺しに至った。温舒は自殺した。

【原文】

王温舒、少時椎（「椎」はもと「推」に作る。『史記』卷一二二、『漢書』卷九十、『歷代臣鑑』卷三十、『重刊祥刑要覽』卷二に從つて改めた。）埋為姦。累遷河内太守。捕郡中豪猾、相連坐千餘家。大者至族、小者乃死。論報、至血流十餘里。其頗不得者、往旁郡追求之。会春、温舒頓足曰、嗟乎、令冬月益展一月、足吾事矣。其好殺行威、不愛（「愛」はもと「憂」に作る。『史記』『漢書』『歷代臣鑑』『重刊祥刑要覽』に從つて改めた。）人如此。遷为中尉。其治復放河内。善諂事有勢者。即無勢者、視之如奴。有勢家、雖有姦如山弗犯。爪牙吏、虎而冠。數歲、其吏多以權貴富。会宛軍發。詔徵豪吏。温舒匿其吏華成。及有人告温舒受員騎錢、及他姦利事、罪至族。乃自殺。（以上、第三十丁表第四行から同丁裏第二行。）

【訓読】

王温舒は、少き時、椎埋して姦を為す。河内太守に累遷す。郡中の豪猾を捕え、相い連坐するもの千餘家。大なる者は族に

至り、小なる者は乃ち死とす。論報するに、血十餘里に流るるに至る。其の頗る得ざる者は、旁郡に往き、之れを追求す。春に会い、温舒、頓足して曰く、嗟乎、冬月をして一月を益し展べしめば、吾が事を足らさんと。其の殺を好み、威を行い、人を愛せざること此くの如し。遷りて中尉と為る。其の治、復た河内に放なまち。善く勢有る者に諂事す。即し勢無き者なれば、之れを視ること奴の如し。勢有る家は、姦有ること山の如しと雖も犯さず。爪牙の吏、虎にして冠す。数歳にして、其の吏多く権貴を以て富む。宛軍の発するに会う。詔して豪吏を徴す。温舒、其の吏華成を匿す。人有り、温舒、員騎の錢を受くる、及び他の姦利の事を告するに及び、罪、族に至る。乃ち自殺す。

『漢書』卷十九下、百官公卿表に拠れば、王温舒は、元狩四年（前一一九）に河内太守から中尉となり、元鼎三年（前一一四）に中尉から廷尉となり、翌四年（前一一三）、再び中尉に任じられた。元封六年（前一一〇五）、右輔都尉として中尉を兼任した。『史記』酷吏列伝及び『漢書』酷吏伝の文章と『歴代臣鑑』及び『祥刑要覽』の文章とを照らし合わせると、『祥刑要覽』の「其治復放河内。」の文は、王温舒が元狩四年に中尉

となった時の記述であり、「善諂事有勢者。」から「其吏多以權貴富。」までの文章は、元鼎四年に再び中尉となった時の記述であり、「云宛軍発。」から終りまでの文章は、元封六年に中尉を兼任した時の記述であることがわかる。

第四節 索元礼

岩村藩刊本の第三十丁裏第三行から第六行までを第四節とする。この部分は『歴代臣鑑』の写しではない。

【和訳】

唐の索元礼は、生まれつき残忍であった。徐敬業が挙兵すると（徐敬業は英国公李勣（本姓は徐氏。）の孫。嗣聖元年（六八四）九月、中宗の復位を求めて、揚州に拠って挙兵した。）、武后は、大獄を起こして、自分を認めない者を排除しようと思ひ、ただちに元礼を取り調べの使者に抜擢した。元礼は、鉄籠などの拷問器具を作り、一人の囚人を訊問するごとに、徹底的に追究し、呼び出された関係者が数百人に至っても、まだ取り調べを終えることができなかった。故に死刑の判決を下すことが最も多かった。後に、賄賂を受け取ったという理由で捕えら

れ、獄吏に訊問されたが、罪を認めなかった。獄吏が「あなたの鉄籠を持って来ます。」と言うと、元礼は罪を認めた。獄中で死んだ。

【原文】

唐索元礼、天性残忍。徐敬業兵興。武后欲因大獄去異己者、即擢元礼為推使。作鉄籠等囚具。每訊一囚、窮根柢（「柢」はもと「抵」に作る。『新唐書』卷二〇九、『重刊祥刑要覽』卷二に從つて改めた。）、相牽聯至數百、未能訖。故論殺最多。後以受賂收下吏。不服。吏曰、取公鉄籠來。元礼服罪。死獄中。（以上、第三十丁裏第三行から第六行。）

【訓読】

唐の索元礼は、天性残忍なり。徐敬業の兵興る。武后、大獄に因り、己に異なる者を去らんと欲し、即ち元礼を擢して推使と為す。鉄籠等の囚具を作る。一囚を訊すごとに、根柢を窮め、相い牽聯し、數百に至り、未だ訖うる能わず。故に論殺最も多し。後、賂を受くるを以て、收えて吏に下す。服せず。吏曰く、公の鉄籠を取り来たらん、と。元礼、罪に服す。獄中に死す。

索元礼は『旧唐書』卷一八六上、酷吏伝上、『新唐書』卷二〇九、酷吏伝に伝がある。『祥刑要覽』のこの文章は、『新唐書』酷吏伝、索元礼の項の文章を抜書きしたものである。「鉄籠」については、『新唐書』同伝同項に「鉄籠を作り、囚の首を鑿し、加うるに楔を以てす。腦、裂けて、死するに至る。」と記されている。「鑿」は急束の意味である（『漢語大詞典』）。

第五節 来俊臣

岩村藩刊本の第三十丁裏第七行から第三十一丁表第四行までを第五節とする。この部分は『歴代臣鑑』卷三十三、悪可為戒、唐、来俊臣、及び『新唐書』卷二〇九、酷吏伝、来俊臣の項からの抜書きである。

【和訳】

来俊臣は、生まれつき残忍であった。天授年間（六九〇〜九二二）に侍御史に抜擢された。詔獄（皇帝の命令で行われる裁判）を裁いて、最も武后の旨にかなった。群臣を脅圧し、前後、千餘族を皆殺しにした。平生、ほんの小さな罪を犯しただけで、皆、死刑にした。左肅政台御史中丞に任じられた。ひそかに不

遅の徒をそそのかして、噂話を流して、高位高官を中傷させ、謀反を告発させた。一事が告発されるごとに、そのたびに千里離れた場所と同時に同じ事が告発された。告発の内容を照らし合わせると、違いがなかった。当時の人はこの有り様を羅織(うすぎぬの織物)と呼んだ。

来俊臣は、囚人を取り調べる時は、罪の軽重に関わりなく、皆、醜くさを鼻に注ぎ、地面を掘って牢を作り、あるいは、大小便の中で寝させ、あるいは、食糧を絶った。囚人は、死ぬのでなければ、終いまで出獄することができなかった。俊臣は、群臣が自分を排斥しようとしなないので、異図を抱き、常に自分を石勒(後趙の高祖。二七四―三三三)になぞらえた。武氏の族人が共に俊臣の罪を証言した。詔が下され、洛陽の西市で斬刑に処された。人々は皆、祝賀して、争って目をえぐり、肝をかき出し、その肉を塩漬けにし、馬にその骨を踏ませ、原形を無くした。

【原文】

来俊臣、天資残忍。天授中、擢侍御史。按詔獄、最(新唐書)卷二〇九、『歴代臣鑑』卷三十三は「最」を「数」に作る。称旨。脅制群臣、前後夷千餘族。生平有織芥、皆入于死。

吳訥撰・若山拯訓読『祥刑要覽』の訳注(十二)

拜左台御史中丞。陰囑不逞之徒(『新唐書』『歴代臣鑑』は「之徒」を「百輩」に作る。)、使飛語誣讎公卿、上急变。每撻一事、千里同時輒發、契驗不差。時號為羅織。鞫囚、不問輕重、皆注醜于鼻。掘地为牢、或寝以矢(『新唐書』『歴代臣鑑』は「矢」を「屨(どぶ)」に作る。)。溺、或絶其粮。非死終不得出。俊臣知群臣不敢斥己、乃有異图。常自比石勒。諸武共証其罪。有詔、斬西市。人皆相賀、争抉目撻肝、醜其肉、以馬踐其骨、無餘。
(以上、第三十丁裏第七行から第三十一丁表第四行。)

【訓読】

来俊臣は、天資残忍なり。天授中、侍御史に擢せらる。詔獄を按じ、最も旨に称う。群臣を脅制し、前後、千餘族を夷ぐ。生平、織芥有らば、皆、死に入る。左台御史中丞に拜せらる。陰かに不逞の徒を囑し、飛語もて公卿を誣讎し、急变を上げしむ。一事を撻すること、千里、時を同じくして輒発す。契驗するに差ちがわず。時に号して羅織と為す。囚を鞫するに、輕重を問わず、皆、醜を鼻に注ぐ。地を掘りて牢と為し、或いは寝ねしむるに矢溺を以てし、或いは其の粮を絶つ。死するに非ざれば、終に出づるを得ず。俊臣、群臣、敢て己を斥けざるを知り、乃ち異図有り。常に自らを石勒に比す。諸武、共に其の罪

を証す。詔有り、西市にて斬せらる。人皆相い賀し、争いて目を抉り、肝を擣し、其の肉を醢しびしおにし、馬を以て其の骨を踐み、餘り無からしむ。

来俊臣は『旧唐書』卷一八六上、酷吏伝上、『新唐書』卷二〇九、酷吏伝に伝がある。『旧唐書』卷六、則天皇后本紀、萬歲通天二年（六九七）六月条に「司僕少卿来俊臣、罪を以て誅に伏す。」と記されている。

第六節 周興

岩村藩刊本の第三十一丁表五行から第十行までを第六節とする。この部分は『歴代臣鑑』卷三十三、悪可為戒、唐、周興、及び『新唐書』卷二〇九、酷吏伝、周興の項からの抜書きである。

【和訳】

周興は、尚書省の史（文書整理係）から、昇進を重ねて秋官侍郎（秋官は尚書省刑部。侍郎は次官。）に任じられた。しばしば詔獄を断決し、法律を非常に厳しく適用し、妄りに数千人

を死刑に処した。天授年間（六九〇～六九二）に、ある人が、周興の謀反を告発した。武后は来俊臣に詔して取り調べさせた。当初、周興は自分が告発されたことを知らなかった。俊臣と向かい合つて食事をしていた時、俊臣が「囚人は罪を認めない者が多いです。どうしたらよいでしょうか。」と言うと、周興は「簡単です。囚人を大甕に入れ、その周りで炭を盛んに焼けば、どんな罪状でも認めます。」と答えた。俊臣は、「わかりました。」と言つて、甕を運んで来させて、盛んに火を起こし、おもむろに周興に言つた。「詔が下つて、あなたを取り調べることになりました。この甕に入つてみて下さい。」周興は驚いて汗をかき、頭を地面にたたきつけて、罪を認めた。武后は詔して、周興を嶺表（嶺南道。現在の広東省、広西壮族自治区の地。）に流した。道中で、彼をかたきとする人に殺された。

【原文】

周興、自尚書史、積遷秋官侍郎。屢決制獄、文深峭、妄殺數千人。天授中、或告興謀反。詔来俊臣鞠状。初興未知被（被）はもと「彼」に作る。『新唐書』卷二〇九、『歴代臣鑑』卷三十三、『重刊祥刑要覽』卷二、元和中刊本に従つて改めた。告。方对俊臣食。俊臣曰、囚多不伏、奈何。興曰、易耳。納之大甕、

熾炭周之、何事不承。俊臣曰、善。取（『新唐書』『歷代臣鑑』は「取」字の前に「命」字がある。）麤、且熾火、徐謂興曰、有詔、按君。請嘗之。興駭汗、叩頭伏罪。詔竄興嶺表道（竄興嶺表道）を『新唐書』は「有興嶺表、在道」に、『歷代臣鑑』は「有興嶺表、在道」に作る。）、為人（『新唐書』『歷代臣鑑』は「人」字の前に「讎」字がある。）所殺。（以上、第二十一丁表第五行から第十行。）

【訓読】

周興は、尚書史より、積みて秋官侍郎に遷る。屢しば制獄を決し、文、深峭にして、妄りに数千人を殺す。天授中、或ひと興の謀反を告す。来俊臣に詔して状を鞠せしむ。初め興、未だ告せらるるを知らず。方に俊臣に対して食す。俊臣曰く、囚多く伏せず。奈何せん。と。興曰く、易きのみ。之れを大麤に納れ、炭を熾んにして之れに周らさば、何事か承げざらん。と。俊臣曰く、善し、と。麤を取らしめ、且つ火を熾んにし、徐ろに興に謂いて曰く、詔有り、君を按ず。請う、之れを嘗みん。と。興、駭き汗し、叩頭して罪に伏す。詔して興を嶺表に竄す。道に（在りて）（讎）人の殺すところと為る。

周興は『旧唐書』卷一八六上、酷吏伝上、『新唐書』卷二〇九、酷吏伝に伝がある。『旧唐書』酷吏伝、周興の項に「（天授）二年（六九二）十一月、（中略）獄に下る。当に誅すべし。則天、特に之れを免じ、嶺表に徙す。道に在りて讎人の殺すところと為る。」と記されている。

第七節 吉温

岩村藩刊本の第三十一丁裏第一行から第六行までを第七節とする。この部分は『新唐書』卷二〇九、酷吏伝、吉温の項からの抜書きである。

【和訳】

吉温は、天宝年間（七四二―七五六）の初め、京兆府萬年県の尉に選任された。李林甫（開元二十二年（七三四）五月から天宝十一載（七五二）十一月に歿するまで宰相の地位にあった。）が、（兵部の）銓史（官人の昇進を判断するための成績書類を作成する令史。令史は文書作成係。）が六十人余りの成績を水増しした、と摘発した。玄宗皇帝は、（京兆府と）御史に命じて協力して取り調べさせた。何日経っても犯罪事実を得る

ことができなかつた。吉温が助けて訊問すると、その日のうちに犯罪事実を得ることができた。李林甫は吉温を有能と評価した。李林甫は長年に渡って宰相の地位にあった。ひそかに大事件を構成して、自分に従わない者を排除しようとした。吉温を引き入れて門客とし、羅希奭（酷吏の一人）と共に詔獄の被告人に対して無理な取り調べを行わせた。二人は勉めて残酷な取り調べを行い、「羅鉗（鉗は首かせ。）吉網」と呼ばれた。高位高官は、二人を見ると、口を閉ざした。吉温は後に、罪を犯したとされて、端溪県（現在の広東省徳慶県）の尉に左遷された。使者が遣わされ、吉温を左遷先で殺した。

【原文】

吉温、天宝初、調萬年尉。李林甫擿銓吏（『新唐書』卷二〇九は「吏」を「史」に作る。）偽選六十餘人。帝命御史（『新唐書』は「命」と「御史」との間に「京兆与」三字がある。）雜治。累日情不得。温佐訊。日中獄具。林甫以為能。林甫久当国。陰搆大獄、除不附己者。引温居門下、与羅希奭、推（『新唐書』は「推」を「椎」に作る。）鍛詔獄、相勉以虐。號羅鉗吉網。公卿見者、莫敢稱語。後以罪貶端溪尉。遣使殺于貶所。（以上、第三十一丁裏第一行から第六行。）

【訓読】

吉温は、天宝の初め、萬年の尉に調せらる。李林甫、銓吏の、六十餘人を偽選するを擿す。帝、（京兆と）御史に命じて雜治せしむ。累日、情、得ず。温、佐訊す。日中に獄、具す。林甫以て能と為す。林甫久しく国に当たる。陰かに大獄を搆え、己に附かざる者を除かんとす。温を引きて門下に居らしめ、羅希奭とともに詔獄を推鍛せしむ。相い勉むるに虐を以てし、羅鉗吉網と号せらる。公卿の見る者、敢えて稱語する莫し。後、罪を以て端溪の尉に貶せらる。使を遣わして貶所にて殺す。

吉温は『旧唐書』卷一八六下、酷吏伝下、『新唐書』卷二〇九、酷吏伝に伝がある。

「李林甫、銓吏の、六十餘人を偽選するを擿す。」とある「銓吏」は、兵部の銓史である。『新唐書』酷吏伝、吉温の項に「林甫と李適之・張垠と隙有り。適之、兵部を領す。而して垠の兄の均、（兵部）侍郎たり。林甫、密かに吏を遣わして、其の銓史の、六十餘人を偽選するを擿す。」と記されている。

「後、罪を以て端溪の尉に貶せらる。使を遣わして貶所にて殺す。」とあり、『祥刑要覽』は、吉温が「貶所」即ち端溪県で

殺された、と記すが、『新唐書』酷吏伝、吉温の項には、吉温は、羅希奭が太守である始安郡（治所は現在の広西壮族自治区桂林市）で殺された、と記されている。『旧唐書』卷九、玄宗本紀、天宝十四載（七五五）十一月戊午朔条に「始寧太守羅希奭、張博濟を停止するを以て、決杖せられて死す。吉温、獄に自縊す。」と記されている。

第八節 蔡確

岩村藩刊本の第三十一丁裏第七行から第三十二丁表第八行までを第八節とする。この部分は『歴代臣鑑』卷三十五、悪可為戒、宋、蔡確、及び『宋史』卷四七一、姦臣伝、蔡確の項からの抜書きである。

【和訳】

宋の蔡確（一〇三七〜一〇九三）は、邠州（治所は現在の陝西省彬県）の司理參軍（推鞠を掌る。）となり、監察御史裏行（裏行）は見習いの意味。）に昇進した。（羌族を破って）熙河路（現在の甘肅省に含まれる地域に当たる行政区域）を建てた王韶（一〇三〇〜一〇八一。『宋史』卷三二八に伝がある。）の

罪を、王安石の意に迎合して、無罪とした。御史知雜事に昇進した。知制誥（詔勅文の起草を掌る。）の熊本（元祐六年（一〇九二）歿。）を弾劾して、熊本に代わって知制誥に任じられた。皇城司の兵卒を無理に取り調べて、犯罪事実が認定された（原文。煅煉皇城卒、獄成。吳訥が『宋史』の文を誤読して作った文であり、「皇城卒」が被告人とされて取り調べられたのではない）。その結果、御史中丞の鄧潤甫（一〇二七〜一〇九四）が罪を得て、蔡確が御史中丞の地位を得た。

大学生（の虞蕃）が学官を訴えた。蔡確は、学官の不正を深く探り、翰林学士の許将（一〇三七〜一一一一）以下の官員を連ねて呼び出し、皆、逮捕して、かせをはめ、牢獄に入れた。獄卒に命じて、囚人と一緒に寝させ、あつものや飯、餅や肉をすべて一つのはちの中に入れ、ひしゃくでかき混ぜて、囚人に分け与えて食べさせた。まるで犬やぶたに食べさせるようであった。長い間、牢獄に入れられたままで、尋問されなかった。幸いにして尋問を受けることができると、認めない事が一つもなかった。そして、蔡確は參知政事（副宰相）の元絳（一〇〇八〜一〇八三）を弾劾し、元絳は、罷免されて、亳州（治所は現在の安徽省亳州市）の知事に転出した。蔡確は今度も代

わって参知政事の地位に就いた。

蔡確は、知制誥、御史中丞、参知政事を歴任したが、それらの地位は皆、人の罪を告発することによって、人の地位を奪つて得たものであった。士大夫（官僚、退職官僚、及び科擧の受験生。読書人、有識者。）が口をそろえて非難したけれども、蔡確は自分では、うまく行つたと思つていた。元豊年間（五年一〇八二）に尚書右僕射（宰相）に任じられた。しばしば、大勢の士大夫を被告人とする裁判を起こしたので、士大夫はびくびくしながら過こした。ひそかに章惇（一〇三五―一〇五）を蔡確の一人）、邢恕（姦臣の一人）と相談して邪謀（神宗の後嗣をめぐる陰謀）を立てた。宣仁太皇太后（英宗の皇后、神宗の母、哲宗の祖母）を誣謗し、英州（治所は現在の広東省英徳県。）の別駕（次官）に左遷された。新州（治所は現在の広東省新興県。）に移され、その地で死んだ。史官は蔡確の伝を姦臣伝に入れた。

【原文】

宋蔡確、為邠州司理參軍、遷御史裏行。希王安石意、出熙河王韶罪。遷御史知雜。劾知制誥熊本、代為知制誥。煅煉皇城卒、獄成。中丞鄧潤甫、由是得罪、而確得中丞。太學生訟學官。確

深探其獄、連引學士許將以下、皆逮捕械繫。令獄卒与同寢處。凡羹飯餅餠、置一盆中、以杓混攪、分飼之、如犬豕。久繫不問、幸而得問、無一不承。遂劾參知政事元絳（絳）はもと「降」に作る。『宋史』卷四七一、『歷代臣鑑』卷三十五、『重刊祥刑要覽』卷二に従つて改めた）、出知毫（毫）はもと誤つて「毫」に作る。州、復代其位。確歷知制誥中丞參政、皆以起獄、奪人位而居之。士大夫交口咄咄（『宋史』『歷代臣鑑』『重刊祥刑要覽』は「冒」を「罵」に作る。）、而確自為得計。元豊中、拜右僕射。屢興羅織之獄。士大夫重足而立。陰与章惇邢恕、会造（『宋史』『重刊祥刑要覽』は「会造」を「合志」に作る。）邪謀。誣謗宣仁后、貶英州別駕、改新州。死于貶所。史入姦臣伝。（以上、第三十二丁裏第七行から第三十二丁表第八行。）

【訓読】

宋の蔡確、邠州の司理參軍と為り、御史裏行に遷る。王安石の意を希め、熙河の王韶の罪を出だす。御史知雜に遷る。知制誥の熊本を劾し、代わりて知制誥と為る。皇城の卒を煅煉し、獄成る。中丞の鄧潤甫、是れに由り罪を得て、確、中丞を得たり。太學生、學官を訟う。確、深く其の獄を探り、學士の許將以下を連引す。皆、逮捕械繫せらる。獄卒をして与に寢處を同

じくせしむ。凡そ羹飯餅截を一盆中に置き、杓を以て混攪し、分かつて之れを飼うこと犬豕の如し。久しく繋ぎて問わず。幸いにして問わるるを得れば、一つとして承けざる無し。遂に參知政事の元絳を劾して、出だして毫州をせしめ、復た其の位に代わる。確、知制誥、中丞、參政を歴るは、皆、獄を起こすを以て、人の位を奪いて之れに居る。士大夫、口を交えて咄言すれども、確は自ら計を得たりと爲す。元豊中、右僕射に拜せらる。屢ば羅織の獄を興こす。士大夫、足を重ねて立つ。陰かに章惇・邢恕と会し、邪謀を造る。宣仁后を誣謗し、英州の別駕に貶せらる。新州に改められ、貶所に死す。史、姦臣伝に入る。

「王安石の意を希め、熙河の王韶の罪を出だす。」とある。

『宋史』卷四七一、姦臣伝、蔡確の項には「王韶、熙河を開き、多く公錢を貸る。秦帥の郭達、其の罪を劾す。韶して杜純をして鞠治せしめ、実を得たり。(王)安石、其の牘を卻け、更めて確を遣わす。確、意を希めて、韶を直とす。達・純、讒を獲たり。」と記されている。蔡確が王韶の取り調べに派遣されたのは、熙寧五年(一〇七二)七月である(『統資治通鑑長編』

卷二三五、熙寧五年七月戊子条、同書卷二四〇、同年十一月癸亥条注)。

「知制誥の熊本を劾し、代わりて知制誥と爲る。」とある。

『統資治通鑑長編』卷二八六、熙寧十年(一〇七七)十二月甲午条に「右正言・直集賢院・兼侍御史知雜事の蔡確を知制誥とす」、同書卷二八七、元豊元年(一〇七八)正月己巳条に「刑部員外郎・知制誥の熊本、知制誥を落として屯田員外郎と爲し、西京を分司せしむ。」と記されている。『宋史』姦臣伝、蔡確の項には「范子淵の、浚河の役に、知制誥の熊本、按行して以て是に非すと爲し、子淵の訟うるところと爲る。確は、本、文彦博に附す、と劾し、之れを黜せしむ。代わりて知制誥・知諫院兼判司農寺と爲る。」と記されている。

「皇城の卒を煅煉し、獄成る。中丞の鄧潤甫、是れに由り罪を得て、確、中丞を得たり。」とある。『宋史』姦臣伝、蔡確の項には「開封、相州民の訟を鞠す。(中略)遂に御史台に移す。時に獄、皇城の卒より起る。事、多く讎らず。中丞の鄧潤甫、御史の上官均、之れを按ずるに、府獄と同じ。(中略)確、鍛鍊して獄を爲る。潤甫・均、制する能わず、密かに、確、諸囚を慘掠す、と奏す。確、之れを伺い知り、即ちに、二人、有罪

を庇う、と効す。(中略)是れに由り、潤甫・均、皆、罷せらる。而して確、中丞を得たり。」と記されている。蔡確が鄧潤甫に代わって御史中丞となったのは、元豊元年四月である(『長編』卷二八九、同年同月乙卯条)。

「太学生、学官を訟う。」とある。『宋史』姦臣伝、蔡確の項には「太学生の虞蕃、学官を訟う。」と記されている。虞蕃が上書して太学の講官を訟えたのは、元豊元年十二月である(『長編』卷二九五、同年同月乙巳条)。

「獄卒をして与に寝処を同じくせしむ。云々」とある。『長編』卷二八九、元豊元年四月乙卯条に、「此れ司馬記聞(司馬光『涑水記聞』)に拠る。」と注記して、「凡そ朝士の、獄に繋がる者は、(蔡)確、獄卒をして之れと室を同じくして処り、席を同じくして寝ねしめ、飲食旋溷、共に一室に在らしむ。大盆を前に置き、凡そ饋食する者は、羹飯餅餌、悉く其の中に投じ、杓を以て勻攪し、之れに分飼すること犬豕の如し。置きて問わず。故に繋がるる者、幸いに其の間わるるを得れば、罪の承けざる無し。」と記されている。この文章は、現在伝わっている『涑水記聞』の中には存在しない(鄧広銘・張希清点校『涑水記聞』中華書局、一九八九年。三四六頁)。この文章は、

『長編』では、太学生が学官を訴えた事件ではなく、鄧潤甫が罪を得た事件を記す文章に繋げられている。

「遂に参知政事の元絳を効して、出だして亳州を知らせしめ、復た其の位に代わる。」とある。蔡確が元絳に代わって参知政事となったのは、元豊二年(一〇七九)五月である(『長編』卷二九八、同年同月甲申条・戊子条)。

「宣仁后を誣謗し、英州の別駕に貶せらる。新州に改められ、貶所に死す。」とある。『長編』卷四二七、元祐四年(一〇八九)五月丁亥条に「詔して蔡確に英州別駕を責授し、新州に安置せしむ。」と記されている。『祥刑要覧』には「改新州」とあるが、英州から新州に移されたのではない。英州別駕の肩書を与えられて、英州より南の、海に近い新州に流されたのである。『長編』同条に拠れば、宰相の呂大防や副宰相の劉摯らが、蔡確には老母がいるので、嶺外の地に流すべきでない、と意見を述べたところ、宣仁太皇太后は「山を移すことができても、この州を移すことはできない。」と答えた、という。蔡確が新州で亡くなったのは、元祐八年(一〇九三)正月である(『長編』卷四八〇、同年同月甲申条)。